

プロフェッショナル人材UIターン助成金事業  
副業・兼業プロ人材新規活用促進助成金事業  
副業・兼業人材活用助成金事業

本助成金事業における補助金の交付対象となる法人等については、以下のとおりです。

交付要綱	補助金の交付対象となる者は、㊦中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者及び㊧事業を行う個人又は㊨その他の団体（中小企業等）とする。
解釈	<p>㊦会社法に規定する株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び（特例）有限会社 士業法人 ㊧個人事業主（申請にあたっては、所轄税務署長に提出した開業届の写しが必要です） ㊨その他の団体 農業・林業・漁業を営む法人又は産業振興を目的とした法人 （人格なき社団並びに国・地方公共団体が出資し又は経営に関与する法人を除く。）</p> <p>※下表「中小企業者の定義」の基準に該当する必要があります。 ※㊨の適否については、定款・規約等で確認します。</p>

●中小企業者の定義

製造業その他	<p>資本金の額又は出資の額が、3億円以下の会社又は 常時雇用する従業員の数が300人以下の会社及び個人</p>
卸売業	<p>資本金の額又は出資の額が、1億円以下の会社又は 常時雇用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</p>
小売業	<p>資本金の額又は出資の額が、5千万円以下の会社又は 常時雇用する従業員の数が50人以下の会社及び個人</p>
サービス業	<p>資本金の額又は出資の額が、5千万円以下の会社又は 常時雇用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</p>